



平成 29 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名	株式会社日住サービス	
代表者名	代表取締役社長	大原 修
(コード番号	8854 東証第2部)	
問合せ先	常務取締役管理担当	小寺 隆
(T E L	06-6343-1841(代表))	

単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年3月24日開催予定の第41期定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、本年7月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

2. 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 変更予定日

平成 29 年 7 月 1 日

4. 変更の条件

平成 29 年 3 月 24 日開催予定の第 41 期定時株主総会において、後記「II. 株式併合について」及び後記「III. 定款一部変更について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

II. 株式併合について

1. 株式併合の目的

前記「I. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 100 株に変更することに併せて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上 50 万円未満)とすることを目的として、株式併合(10 株を1株に併合)を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

平成 29 年 7 月 1 日をもって、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式 10 株を 1 株の割合で併合いたします。

(3) 併合後の発行可能株式総数

7,900,000 株(併合前:79,000,000 株)

(4) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 28 年 12 月 31 日現在)	19,898,450 株
株式併合により減少する株式数	17,908,605 株
株式併合後の発行済株式総数	1,989,845 株

(5) 併合による影響

株式併合により、発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

3. 併合により減少する株主数

平成 28 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	1,369 名(100.00%)	19,898,450 株(100.000%)
10 株未満所有株主	164 名(11.98%)	227 株(0.001%)
10 株以上所有株主	1,205 名(88.02%)	19,898,223 株(99.999%)

上記の株主構成を前提として併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 164 名(所有株式数合計 227 株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

4. 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5. 併合の条件

平成 29 年 3 月 24 日開催予定の定時株主総会において、本株式併合に関する決議の承認を得ること、及び後記「Ⅲ. 定款の一部変更について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

Ⅲ. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

前記「Ⅰ. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、当社定款第 7 条に規定される普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、前記「Ⅱ. 株式併合について」に記載した本株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、当社定款第 6 条に規定される発行可能株式総数を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款・変更定款案対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,900</u> 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u> 株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>790</u> 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u> 株とする。</p>
<新設>	<p><u>附則</u></p> <p>第 1 条 <u>第 6 条及び第 7 条の変更は、第 41 期(平成 29 年 3 月 24 日開催)の定時株主総会にて決議され、平成 29 年 7 月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>本附則第 1 条は、平成 29 年 7 月 1 日の経過後、これを削除するものとする。</u></p>

3. 定款変更の条件

平成 29 年 3 月 24 日開催予定の定時株主総会において、本定款変更に関する決議の承認を得ること、及び前記「Ⅱ. 株式併合について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

IV. 単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部変更の日程

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. 取締役会決議日 | 平成 29 年 2 月 10 日 |
| 2. 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 3 月 24 日(予定) |
| 3. 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 29 年 7 月 1 日(予定) |
| 4. 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 7 月 1 日(予定) |
| 5. 定款変更の効力発生日 | 平成 29 年 7 月 1 日(予定) |

(参考)上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 7 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 6 月 28 日となります。

以 上

(添付書類)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、証券取引所において売買単位となっている株式数及び株主総会における議決権の単位を変更するものです。

今回、当社では、単元株式数を1000株から100株に変更することを予定しております。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。

今回、当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q3. 単元株式数の変更および株式併合を実施する理由を教えてください。

A3. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。このため、当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

一方で、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当社が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合(10株を1株に併合)を実施し、当社株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q4. 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A4. 株主様のご所有株式数は、平成29年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。)となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当社では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

(例)

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例 2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例 3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例 4	7株	なし	なし	なし	0.7株

- ・例2及び例3では、単元未満株式(効力発生後において、例2は20株、例3は55株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利用できます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分(例3は、0.5株、例4は0.7株)につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、具体的手続きについては取引の証券会社または、後記(※)の株式名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A5. 株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取る配当金への影響はありますか。

A6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変更することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A7. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

※お問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または以下の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 0120-782-031(フリーダイヤル)
受付時間 午前9時から 午後5時まで(土・日祝を除く)

以上